

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	老人保健医療制度にかかる国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受領証情報の目的外利用について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課：健康部 高齢者サービス課）
担当係：医療助成係 担当者：大工原 佐知子 内線：3862

事業の概要

事業名	老人保健医療制度にかかる国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受領証情報の目的外利用について
担当課	高齢者サービス課
目的	老人保健医療制度で、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受領証の対象者を把握し、勧奨をするため
対象者	75歳に達する国民健康保険対象者
事業内容	<p>老人保健医療制度は、75歳以上（一定以上の障害のある方は65歳以上）の医療保険加入者に対して、公費負担と各保険者からの拠出金により、医療費の助成を行うことにより、自己負担を軽減し、適切な医療を受けてもらう制度である。</p> <p>区は対象者に医療受給者証等を交付し、対象者はこの証と健康保険証とを医療機関の窓口に表示することにより、1割または3割の自己負担による医療給付を受けるとともに、自己負担限度額が適用される。自己負担限度額以上に負担があった場合、超過して支払った額が「高額医療費」として区から償還される。</p> <p style="text-align: center;">「限度額適用・標準負担額減額認定証」について</p> <p>区は、非課税世帯に属する対象者に対して、申請により、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付している。この証を入院時に医療機関に提示すると、対象者は、一ヵ月当たり24,600円（又は15,000円）の費用負担で済むことになる。</p> <p>このため、国民健康保険の「限度額適用・標準負担額減額認定証」対象者を補足し、老人保健医療制度でも対象となるように申請を勧奨をするものである。</p> <p style="text-align: center;">「特定疾病療養受領証」について</p> <p>区は、特定の疾病に罹患している患者に対して、申請により「特定疾病療養受領証」を交付している。</p> <p>この証を医療機関の窓口に表示すると、対象者は、一ヵ月当たり上限10,000円の費用負担で済むことになる。</p> <p>このため、国民健康保険の「特定疾病療養受領証」対象者を補足し、老人保健医療制度でも対象となるように、申請を勧奨するものである。</p>

件名 老人保健医療制度にかかる国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受領証情報の目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	国保年金課	利用課	高齢者サービス課
登録された個人情報業務の名称	国民健康保険	登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	老人保健法による事務
情報はどのような媒体に記録されているか	ホストコンピュータ及びフロッピーディスク	情報はどのような媒体で提供を受けるのか	紙(リスト)
登録業務で保有している情報項目は何か	記号番号、住民番号、取得日、喪失日、普擬表示、資格証世帯区分、世帯区分、介護世帯区分、全喪フラグ、適用除外世帯区分、弁明書、不現住表示、住民区分、資格区分、マル退区分、続柄、住基有マル遠、措置対象、措置内容、特例区分、納付義務者住民番号、資格証除外該当、合算期別保険料、均等割、所得割、過年度欄、保険料合計、処理日、発付日、所得情報、住民税、課税標準額、軽減対象所得、旧但し書き所得、合計所得金額、判定区分、生年月日、漢字氏名、証種別、認定日、証回収日、賦課期日、滞納表示、特定疾病区分、等	左欄のうち利用する情報項目	記号番号、住民番号、証種別(「限度額適用・標準負担額減額認定証」に関して)、特定疾病区分(「特定疾病療養受領証」に関して)、認定日
何のために保有しているのか	国民健康保険による給付管理のため	何のために目的外利用するのか	限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受領証について、効率的に申請の勧奨を行うため
緊急時の利用の場合における本人通知の状況	*****	目的外利用の時期・期間	平成19年12月1日から 平成20年3月31日